

2015年10月22日

各位

Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP.
弁護士法人 大江橋法律事務所

米国特許セミナーのご案内

「出願・争訟局面における秘匿特権確保に向けた実務的留意点」

～米国における弁護士依頼者間秘匿特権・ワークプロダクト論－日本企業への実務的アドバイス～

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、弊所は、Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP との共催により、下記の要領にて米国特許セミナーを開催させていただきます。

Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP.からは、日本企業の代理経験を豊富に有している Michael Solomita 弁護士を招聘いたします。米国における特許実務の第一線で活躍されており、同弁護士によるプレゼンテーションは、ご参加者各位にとりまして、大変有用な情報を得る絶好の機会になるものと存じます。

Solomita 弁護士からは、米国における弁護士依頼者間秘匿特権・ワークプロダクト論について解説して頂きます。その後、日本の実務家の立場から、弊所弁護士がコメントいたします。

また、セミナー終了後、若干の時間ではございますが、講師との懇親・名刺交換の場を設けております。

ご多忙の折とは存じますが、是非とも多くの皆様にご出席賜りたく、ここにご案内申し上げます。

敬具

記

【東京会場】

- 日時： 2015年11月11日（水）14：00～17：30 ※（13：30受付開始）
- 会場： AP東京丸の内
住所：東京都千代田区丸の内1-1-3 日本生命丸の内ガーデンタワー3階
<http://www.ap-marunouchi.com/info/access.html>

【大阪会場】

- 日時： 2015年11月19日（木）14：00～17：30 ※（13：30受付開始）
- 会場： 中之島フェスティバルタワー26階会議室
住所：大阪市北区中之島2丁目3番18号 中之島フェスティバルタワー
<http://www.festivaltower.jp/location/>

- テーマ： “ The Attorney-Client and Work Product Privileges in the U.S. – A Practical Application for Japanese Companies “
「米国における弁護士依頼者間秘匿特権・ワークプロダクト論－日本企業への実務的アドバイス」（逐語通訳付）

- 講師： Michael Solomita 弁護士
(Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP. ニューヨークオフィス)

- 主催： Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP
弁護士法人大江橋法律事務所

◆ プログラム ◆

【開会のご挨拶及びイントロダクション】(14:00-14:05)

【プレゼンテーション】(14:05-16:45)

- I. 米国における弁護士依頼者間秘匿特権・ワークプロダクト論ー日本企業への実務的アドバイス / Michael Solomita 弁護士 (逐語通訳: 橋口瑞希ニューヨーク州弁護士)
(14:05-16:05)

本セミナーでは、米国における弁護士依頼者間秘匿特権・ワークプロダクト論についてご説明し、日本企業がこれらの特権による保護を最大限に生かすための実務的アドバイスをいたします。弁護士依頼者間秘匿特権によって保護されているコミュニケーション内容やワークプロダクトは、米国訴訟において開示対象とならないのが一般的です。しかしながら、いかなるコミュニケーション内容が保護対象となるかは、必ずしも明確ではありません。さらに、例えば弁護士依頼者間のコミュニケーション内容を第三者に開示した場合など、特定の行為がなされた結果として本来適用されるはずの保護が受けられない場合も存在します。加えて、弁護士依頼者間秘匿特権をはじめとする特権を訴訟で放棄することは、訴訟結果に多大な影響を与えかねません。

本セミナーではまず、秘匿特権の確立、維持、使用方法などの基本的事項を抑えたうえで、日本企業に特に関わりのあるポイントをご説明します。例えば、弁護士のいない場所での従業員間における機密事項のコミュニケーション、日本語のみでのコミュニケーション、法律の学位を持つ日本人従業員とのコミュニケーションなど、さまざまなタイプのコミュニケーションにおいて、秘匿特権を確保するためにどのようなポイントがあるかをご説明します。さらに、このようなシナリオでの秘匿特権が特許出願や特許訴訟の場面においてどのように適用されるかについても焦点をあてて説明いたします。

本セミナーでは、米国における弁護士依頼者間秘匿特権の理解を深めていただくことと、日本企業とその従業員がこの特権を確立し、維持するためにどうすればよいかという実務的アドバイスをご提供させていただきます。

—休憩— (16:05-16:15)

- II コメント～日本の実務家の立場から / 重富貴光弁護士・古庄俊哉弁護士 (16:15-16:45)

【質疑応答】(16:45-17:00)

【講師との懇親、名刺交換】(17:00-17:30)

- ❖ 司会進行： 東京会場 弁護士 廣瀬崇史
大阪会場 弁護士 古庄俊哉
- ❖ 参加費： 無料
- ❖ 定員： 各会場80名（定員に達し次第締め切らせていただきます。）
- ❖ お申込方法： 下記リンク先を開いたのち、ご希望の会場を選択の上、お申し込みください。
<http://www.ohebash.com/form/2015patentsemi.html>
- ❖ お問い合わせ： 弁護士法人大江橋法律事務所（担当事務局：岩本・上田）
Tel：06-6208-1500 Fax：06-6226-3055
E-mail：ipseminar@ohebash.com
- ❖ お願い： 当日の代理出席も可能ですが、会場準備の都合上、ご出席に変更が生じた場合は上記担当事務局宛ご連絡下さい。また、講演中の撮影・録音等はお控えいただきますようお願い申し上げます。

◆ 講師紹介 ◆

以下にご紹介する Michael V. Solomita 弁護士は、米国特許弁護士であり、法学位及び工学系学位を取得しておられます。また、日本企業に対して、米国特許関連問題について代理・アドバイス業務を行うとともに、日本における様々な団体・協会にて米国特許問題について講演されています。

Michael V. Solomita 弁護士 (米国特許弁護士)
(Sheppard, Mullin, Richter & Hampton LLP. ニューヨークオフィス パートナー)

〔略歴〕

ニューヨーク大学航空宇宙工学専攻、優等にて卒業。特許弁護士。ロッキード・マーチン社で戦闘機エンジニアとしての勤務経験を持つ。ハイテク分野における特許訴訟、米国特許庁手続、及びライセンス支援を専門としつつ、幅広い技術分野における特許訴訟、登録後無効申し立て請求、特許出願、ライセンシングなどの知財支援を提供。パナソニック大阪本社において1年半、社内弁護士として 特許ライセンスプログラムや訴訟対応を先導し、特許法に関するカウンセリングを社内で提供した。日本で数多くの特許関連セミナーの講師を務める。

〔事務所紹介〕

シェパード・マリン法律事務所は Am Law100 にランク入りしている、米国を代表する法律事務所です。700 人の弁護士がカリフォルニア、シカゴ、ニューヨーク、ワシントンDC など国内 10 か所の事務局、さらに北京、上海、ソウル、ロンドン、ブリュッセルの国外 5 か所の事務局で働いております。弊所はクライアントのご要望にお応えすることを最優先とすることで発展、拡大し、全米の法律事務所を牽引してまいりました。同法律事務所の詳細については、<http://www.sheppardmullin.com/> をご参照ください。

重富 貴光 (弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士)
(弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所及び名古屋事務所 パートナー)

古庄 俊哉 (弁護士・弁理士・ニューヨーク州弁護士)
(弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所 パートナー)

橋口 瑞希 (ニューヨーク州弁護士)
(弁護士法人大江橋法律事務所／大阪事務所 外国弁護士)

◆ 東京会場司会進行役紹介 ◆

廣瀬 崇史 (弁護士・カリフォルニア州弁護士)
(弁護士法人大江橋法律事務所／東京事務所 アソシエイト)